

職員による障害を理由とする差別に関する矯正管区の相談窓口

相談窓口	相談を受ける範囲	受付時間	住所	電話番号	ファックス番号
札幌矯正管区 職員課	札幌矯正管区及び矯正 研修所札幌支所に対す る相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	北海道札幌市東区東苗穂 1条2の5の5	011(783)5083	011(783)4766
仙台矯正管区 第一部総務課 第一部職員課	仙台矯正管区及び矯正 研修所仙台支所に対す る相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	みやぎけん せんだいし わかばやしふるじろ 宮城県仙台市若林区古城 3の23の1	022(286)0111	022(294)1036
東京矯正管区 第一部職員課	東京矯正管区及び矯正 研修所東京支所に対す る相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	さいたまけん さいたま市中央区新 都心2の1 さいたま新都心 合同庁舎2号館13階	048(600)1502	048(600)1505
名古屋矯正管区 第一部職員課	名古屋矯正管区及び 矯正研修所名古屋支所 に対する相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	あいちけん なごやし ひがししろかべ 愛知県名古屋市中区白壁 1の15の1	052(971)5980	052(968)2705
大阪矯正管区 第一部職員課	大阪矯正管区及び矯正 研修所大阪支所に対す る相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	おおさかし ちゆうおうく おおてまる 大阪府中央区大手前4の1 の67 大阪合同庁舎第2 号館別館7階	06(6941)5751	06(6941)5823
広島矯正管区 第一部職員課	広島矯正管区及び矯正 研修所広島支所に対す る相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	ひろしまけん ひろしまし なかく かもほつちよ 広島県広島市中区上八丁 堀6の30 広島合同庁舎4 号館	082(223)8198	082(502)0100
高松矯正管区 第一部職員課	高松矯正管区及び矯正 研修所高松支所に対す る相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	かがわけん たかまつし まる うち 香川県高松市丸の内1の1	087(822)4469	087(826)1285
福岡矯正管区 第一部職員課	福岡矯正管区及び矯正 研修所福岡支所に対す る相談等	午前9時30分から 午後4時30分まで	ふくおかけん ふくおかし ひがしくわかみや 福岡県福岡市東区若宮 5の3の53	092(661)1260	092(663)1001